

# EUタクソミーと持続可能性に関する情報開示

2021年6月  
株式会社 三井住友銀行  
コーポレート・アドバイザー本部  
企業調査部

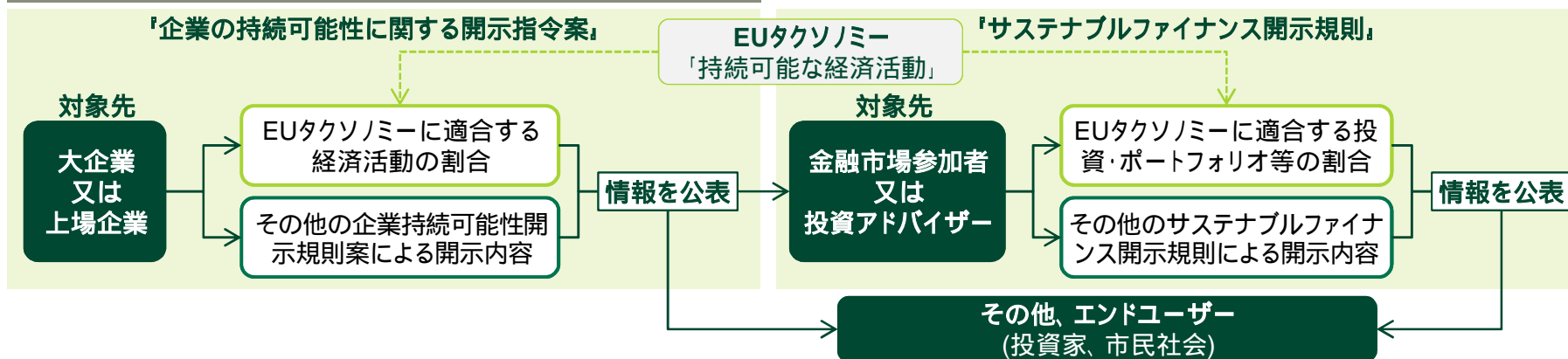


- 本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。
- 本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。
- ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

エグゼクティブ・サマリー	P2
1. EUタクソミー	P3
2. 企業の持続可能性に関する情報開示	P7
3. EUタクソミーと持続可能性に関する情報開示の関係	P9
Appendix	P10

- EUタクソミーとは、「持続可能な経済活動」を体系化したものであり、2050年迄のカーボンニュートラル達成に向けた民間資金誘導のための重要な規則です。
- 石炭火力発電が一律非該当となった一方、ガス火力発電や原子力発電、ガラス、紙・パルプ、アパレル、海運、空運等は評価が困難、若しくは結論が出ていない等の理由から今回は見送りとなりました。今後も議論の継続や条件の見直しが予定されています。
- また、欧州では企業や金融機関に対して、持続可能性に関する情報開示を求める規則・指令案が公表されており、EUタクソミーへの適合状況を含むESG関連の取組み等について、今後の開示が義務化される方針です。
- EUタクソミーと一連の情報開示規制により、企業及び金融機関の開示情報の透明性が高まり、投資家は投資先企業の取組み等を比較しやすくなることが期待される一方、企業においては開示体制の整備に向けた負担増に繋がる可能性がある他、環境対応で見劣りする企業では資金調達コストの増加に繋がる懸念もあります。

## EUタクソミーと企業及び金融機関の情報開示の関係



(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# 1. EUタクソミー ～EUタクソミーとは

EUタクソミーとは、「持続可能な経済活動」を体系化したものであり、2050年迄のカーボンニュートラル達成に向けた民間資金誘導のための重要な規則です。

欧州委員会は、2021年4月にEUタクソミーに合致する企業活動を明示した委任規則と、企業の持続可能性に関する開示指令案を公表しました。

## EUタクソミーとは

欧州グリーンディール

現在

2030年(中間目標)

CO<sub>2</sub>排出量を1990年  
比で **55%削減**

2050年

**カーボンニュートラル**  
(CO<sub>2</sub>排出量ネットゼロ)

今後10年間で**1兆ユーロ以上**  
の官民投資を気候変動対策  
に誘導(うち5,000億ユーロは  
EU予算で確保済)

**更なる民間資金を誘導**

EUタクソミー = 「持続可能な経済活動」を体系化したもの

「持続可能な経済活動」の該当基準を明確化することで、グリーン投資に民間資金を広く誘導することがEUタクソミー法制化の目的

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊社作成

## 2021年4月に公表された政策パッケージの内容

欧州委員会が2021年4月21日に公表した政策パッケージ

### 1. EUタクソミーに合致する企業活動を明示した委任規則

- EUタクソミー規則は20年6月に発効。今回、「持続可能な経済活動」の詳細な条件を委任規則に規定。
- 委任規則では、気候変動の緩和、気候変動への適応に寄与する経済活動の詳細が明示された。

### 2. 企業の持続可能性に関する開示指令案

- EUが2014年に導入した非財務情報開示指令の改正案として、今回は「企業の持続可能性に関する開示指令案」を公表。
- 開示内容の拡充や対象企業の拡大等により、企業間の比較可能性を確保し、開示情報の信頼性を高めることを目的としている。

## (参考)委任規則がカバーする経済活動

欧州における直接的な温室効果  
ガスの排出量

約80%

EUに本籍を置く上場企業(注)の  
経済活動

約40%

(注)従業員500名以上。

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊社作成

# 1. EUタクソミー ～ EUの環境政策におけるEUタクソミーの位置付け

「タクソミーの法制化」は2050年迄のカーボンニュートラルの実現に向けた行動計画の中核的な位置付けになっています。足下では、タクソミーの法制化に加えて、「サステナビリティ・ベンチマークの開発」、「サステナビリティに関する開示の強化・会計基準設定」が進められています。

EUタクソミーでは、先ず環境分野の法制化が進められており、中でも気候変動分野が最優先の課題となっています。

## 持続可能な成長への資金誘導の実現に向けた行動計画

### 民間資金を環境・社会的に持続可能な経済活動に振り向けるための行動計画

#### 1. タクソミーの法制化 (2020年6月に法制化)

- ・先ず環境分野の法制化を進め、その後社会分野も法制化予定
- ・環境分野の中でも、特に気候変動分野が最優先課題

1の決定内容を2～10に反映

2. グリーンファイナンス基準と環境認証ラベルの作成

3. サステナブルなプロジェクトへの投資促進

4. 投資アドバイスへの組入れ

5. サステナビリティ・ベンチマークの開発  
低炭素ベンチマーク規制が発効済

6. 格付・調査へのサステナビリティの組入れ

7. 機関投資家・アセットマネジャーの義務明確化

8. 銀行の健全性要件へのサステナビリティの組入れ

9. サステナビリティに関する開示の強化・会計基準設定  
サステナブル・ファイナンス開示規則が発効済

10. コーポレートガバナンス促進、短期的収益拡大を重視した投資の抑制

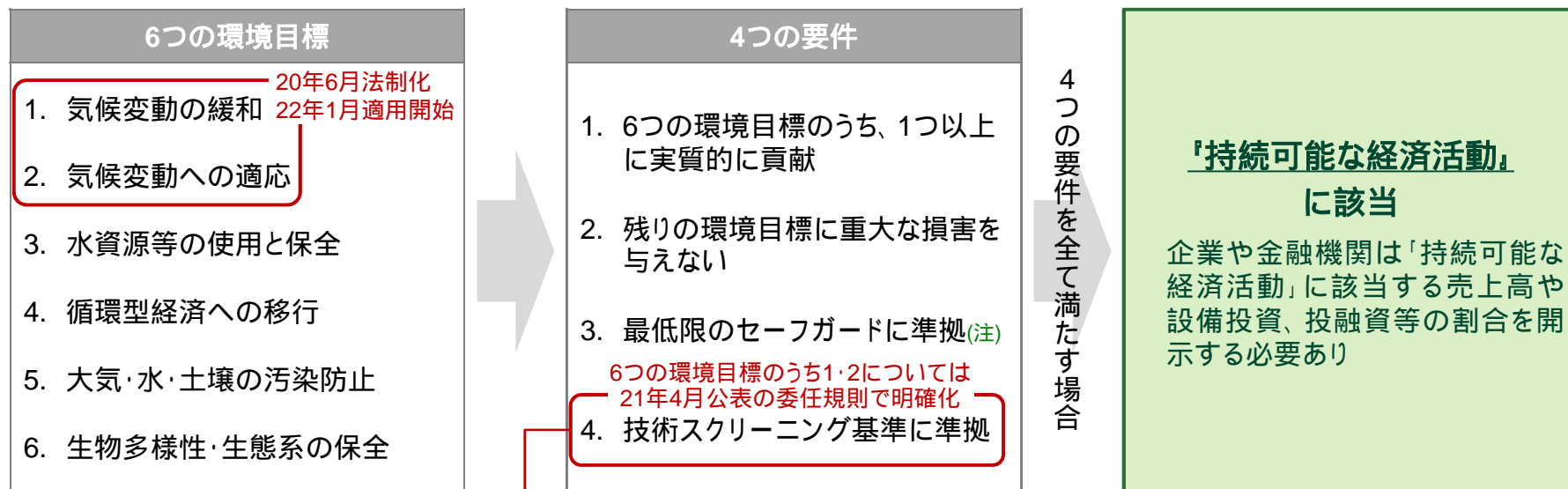
(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# 1. EUタクソミー ～ 「持続可能な経済活動」の該当要件

2020年6月のEUタクソミーの法制化を受けて、2021年4月に6つの環境目標のうち、気候変動に関連する2項目において「持続可能な経済活動」に該当するための要件(技術スクリーニング基準)を定めた委任規則が公表されました。

6つの環境目標のうち、今回該当要件が明確化された2つについては、2022年1月から適用が開始される他、残りの4つについても、2021年中に委任規則が公表され、2023年1月より適用が開始される見通しです。

## 「持続可能な経済活動」の該当要件



### 下記の業種について、EUタクソミーの該当・非該当、該当基準を明確化

分類	CO <sub>2</sub> 排出量が多く、今後の削減余地が大きいセクター	他セクターの排出量削減への貢献が期待されるセクター
業種区分	電力、製造業、運輸、林業、上下水道、廃棄物処理、建設・不動産	専門・科学・技術サービス、情報通信業

(注)OECDの多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則等、S(社会)・G(ガバナンス)に関する国際基準を満たす必要がある。

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# 1. EUタクソミー ～ EUタクソミーの該当・非該当セクター

「持続可能な経済活動」に該当するセクターを例示すると以下の通りです。

石炭火力発電が条件に関わらず非該当となった一方、ガス火力発電や原子力発電、ガラス、紙・パルプ、アパレル、海運、空運等はライフサイクルアセスメントが困難、若しくは結論が出ていない等の理由から今回は見送りとなりました。

これらのセクターの適否は引き続き議論が継続される他、該当セクターや該当条件についても随時見直される予定となっています。

## EUタクソミーの該当・非該当セクター

	条件に適合すれば「持続可能な経済活動」に該当		条件に関わらず 「持続可能な経済活動」 に非該当	結論が出ず 今回は判断見送り
	該当セクター	該当条件(技術スクリーニング基準)		
<b>電力</b>	発電(太陽光、風力、海洋エネルギー、水力、バイオマス等)、送配電、蓄電池等	<b>発電:</b> 再生可能エネルギーは基本的に該当、それ以外はライフサイクルでのCO <sub>2</sub> 排出量が100gCO <sub>2</sub> /kWh以下等	<b>石炭火力発電</b>	<b>ガス火力発電、 原子力発電</b>
<b>素材</b>	鉄鋼、化学、セメント、アルミニウム等	<b>鉄鋼・化学・セメント:</b> 単位生産量当たりのCO <sub>2</sub> 排出量等の条件(2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の設備の平均値を基に設定)等	-	<b>ガラス、紙・パルプ、 アパレル等</b>
<b>自動車・運輸</b>	自動車・陸運(鉄道、トラック)等	<b>乗用車</b> 2025年迄は走行時のCO <sub>2</sub> 排出量50g/km以下、2026年以降はゼロ排出等	-	<b>海運・空運</b>
<b>水素・CO<sub>2</sub></b>	水素製造・輸送、CO <sub>2</sub> 回収・輸送・貯留	<b>水素製造:</b> ライフサイクルのCO <sub>2</sub> 排出量を、同等の化石燃料と比較して73.4%以上削減できる(3tCO <sub>2</sub> /tH <sub>2</sub> )等	-	-

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

## 2. 持続可能性に関する情報開示 ～金融機関の持続可能性に関する情報開示

EUでは、金融機関に「サステナブルファイナンス開示規則」の適用が2021年3月に開始されたことから、EUの金融市場参加者は気候変動や人権問題等のESGに関わるリスクの詳細を開示する必要に迫られています。

今後は個別金融機関レベルの情報開示に加え、EUタクソミーへの適合状況を含む金融商品レベルの情報開示も義務化されることから、環境対応等で見劣りする企業では、長期的には資金調達コストが増加する懸念があります。

### EU金融機関等の開示規制の概要(サステナブルファイナンス開示規則<注>)

	サステナブルファイナンス開示規則
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全てのEU金融市場参加者(銀行、証券会社、保険会社、投資会社、資産運用会社、等)</li> <li>• 投資アドバイザー(保険商品の仲介会社、等)</li> </ul>
開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社レベルの開示 投資判断の過程でサステナビリティ・リスクをどのように考慮したか サステナビリティへの悪影響をどのような手法で評価したか サステナビリティ・リスクの考慮を踏まえた報酬方針</li> <li>• 金融商品レベルの開示 金融商品におけるサステナビリティへの悪影響をどのような手法で評価したか 金融商品がどのようにESG要素に対応しているか サステナブル投資の目的を有する金融商品について、関連ベンチマークや投資目的の達成に関する開示</li> </ul>
今後の適用スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2021年3月: 企業レベルの情報開示の開始(サステナビリティ・リスクの考慮についてはウェブサイト上に開示する必要あり)</li> <li>• 2022年1月: 金融商品レベルの情報開示の開始(EUタクソミーへの適合状況も合わせて報告の必要あり)</li> </ul>

今後、EUタクソミーへの適合状況(以下)に関する開示も義務化

- ✓原投資の持続可能性を測定する際に、どのように、どのような範囲でEUタクソミーが用いられたか
- ✓その投資が貢献する環境目標
- ✓EUタクソミーに適合する原投資の割合  
投資・ファンド・ポートフォリオの割合  
EUタクソミーで定義されている実現活動と移行活動のそれぞれの比率

(注)「規則(Regulation)」はEU加盟国に対して直接適用され、加盟国の国内法と同じ拘束力を持つ一方、「指令(Directive)」は加盟国宛の指示であり、加盟国はこれに基づいて国内法を整備することから、適用状況は加盟国によって異なる可能性がある。

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成



## 2. 持続可能性に関する情報開示 ～企業の持続可能性に関する情報開示

欧州委員会は、2021年4月に2014年に制定された非財務情報開示指令の改正案である「企業の持続可能性に関する開示指令案」を公表しました。今後のEU理事会と欧州議会での審議の進捗如何では、対象企業は2024年(2023年度決算分)から新たな基準による開示が求められる状況です。

企業の持続可能性に関する開示指令案では、対象企業が拡大されたことから日系企業も対応が必要となる可能性があります。

### 企業の持続可能性に関する開示指令案の概要(非財務情報開示指令からの主な変更点)

	非財務情報開示指令	企業の持続可能性に関する開示指令案
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数500名以上のEU市場の上場企業(非上場企業や中小企業は対象外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非上場企業を含む全ての大企業(注1)</li> <li>EU市場に上場している中小企業(注2)</li> </ul>
開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>非財務情報</b> 環境、社会、従業員、人権尊重、腐敗防止に関して以下の項目を開示 ビジネスモデルの概要 対応方針 方針実施の結果 事業活動に係る主要なリスク、その影響及びリスク管理方法 個別事業に関する非財務KPI</li> <li><b>取締役の多様性</b> 年齢、性別、職歴、学歴等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>非財務情報</b> 左記に加え、以下の項目等を拡充 気候変動の抑制目標に沿ったビジネスモデル・企業戦略の構築の計画 持続可能性に関する経営陣の職責 バリューチェーン上における持続可能性に係るリスク及びその低減に向けた取組み 知的・人的・社会的な財産等の無形資産に関する情報</li> <li><b>取締役の多様性</b> 年齢、性別、職歴、学歴等</li> </ul>
開示情報の監査要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制に沿った情報開示を確認(情報の正確性は確認なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能性に関する開示情報の正確性に係る監査実施を義務化</li> </ul>

対象となる企業数は従前の11,000社から**49,000社に拡大**

更に、EUタクソノミーへの適合状況(以下)に関する開示も必要

- ✓EUタクソノミーに適合する売上高の割合
- ✓同設備投資(CAPEX)の割合
- ✓同営業費用(OPEX)の割合

(注1) 総資産2千万ユーロ以上、売上高4千万ユーロ以上、年間の平均従業員数250人以上、の3条件のうち2つ以上を満たす企業。日系企業についても、欧州の現地法人や工場等が条件に該当する場合には、開示が必要になるとみられる。

(注2) 総資産35万ユーロ以上、売上高70万ユーロ以上、年間の平均従業員数10人以上、の3条件のうち2つ以上を満たす企業。これを満たさない小規模企業は対象外。

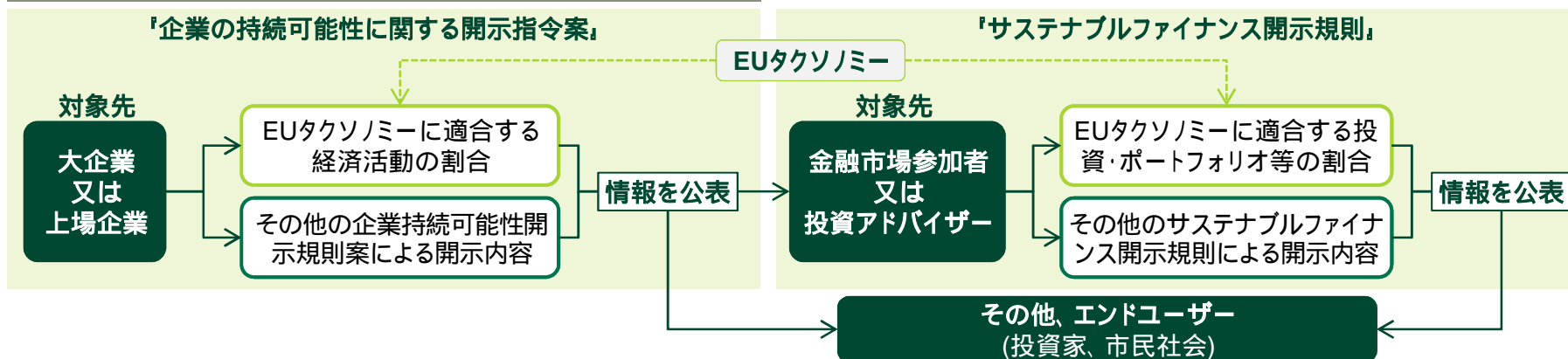
(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

### 3. EUタクソミーと持続可能性に関する情報開示の関係

一連の情報開示規制により、企業及び金融機関の持続可能性に関する開示情報の透明性が高まり、投資家は投資先企業の取組み等を比較しやすくなることが期待されます。一方、環境対応で見劣りする企業では資金調達コストの増加に繋がる懸念があります。

加えて、EUタクソミーに基づく情報開示も必要となることから、企業においては開示体制の整備に向けた負担増に繋がる可能性もあります。

#### EUタクソミーと企業及び金融機関の情報開示の関係



(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

#### EUタクソミーに適合する売上割合の算出イメージ(発電事業の場合)

	売上構成	EUタクソミーの該当セクターか	技術スクリーニング基準をクリアしているか	他の環境目標に重大な損害を与えないか	最低限のセーフガードに準拠しているか
石炭火力発電	15%	NO			
ガス火力発電	25%	NO			
バイオマス発電	20%	YES	NO		
風力発電	40%	YES	YES	YES	YES

**EUタクソミーに該当する売上割合: 40%**

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# Appendix ～電力における技術スクリーニング基準

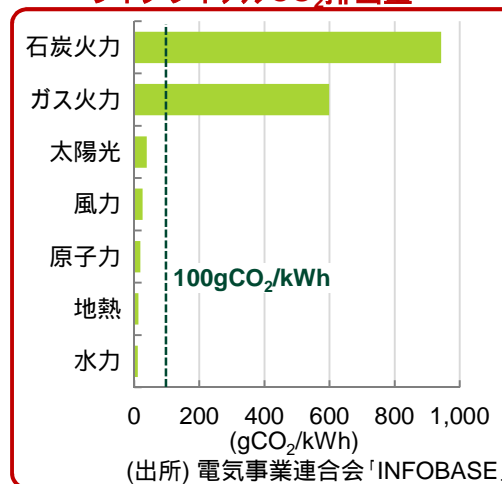
一方、再生可能エネルギーや水力、バイオマス発電等は「持続可能な経済活動」として認められ、ライフサイクルのCO<sub>2</sub>排出量(100gCO<sub>2</sub>/kWh未満)等の該当条件が設定されました。

石炭火力発電はCO<sub>2</sub>回収・貯留技術等を用いて低炭素化を図った場合でも「持続可能な経済活動」には該当しないと結論付けられた他、ガス火力、原子力発電については今回は結論が出ず、判断は先送りされました。

## 電力セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	太陽光発電・ 風力発電等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に「持続可能な経済活動」に該当</li> </ul>
	水力発電	以下の何れかを満たす場合に該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>流れ込み式(自流式)水力発電所であり、人工貯水池を有さない</li> <li>発電設備の電力密度が5W/m<sup>2</sup>超</li> <li>ライフサイクルでのCO<sub>2</sub>排出量が100gCO<sub>2</sub>/kWh未満</li> </ul>
	バイオマス 発電(専燃)	以下の何れの条件も満たす場合(但し、発電設備の出力や条件に応じて詳細な基準は異なる) <ul style="list-style-type: none"> <li>農業・森林バイオマスはEUの再エネ指令(RED II)で定められた基準に適合すること</li> <li>バイオマスの使用によるCO<sub>2</sub>削減効果が再エネ指令が定める基準(同等の化石燃料を用いた場合の排出量)と比較して少なくとも80%以上であること</li> </ul>
持続可能な 経済活動に 非該当	ガス火力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>商用化されていないCO<sub>2</sub>の回収・貯留技術の活用を前提とした厳格な閾値(100gCO<sub>2</sub>/kWh以下)の設定が議論されていたが、東欧諸国や産業界からの強い反発を背景に、今回は結論が出ず、判断は先送り</li> </ul>
	原子力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクル全体でみたインパクト分析が困難である他、気候変動の緩和以外の環境目標に重大な損害をもたらす可能性も否定できないことから、今回は結論が出ず、判断は先送り</li> </ul>
	石炭火力 発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>の回収・貯留技術の活用等により、CO<sub>2</sub>排出量を抑制した場合でも、「持続可能な経済活動」には該当しない</li> </ul>

(参考)日本における電源別の  
ライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量



更なる検討の後、  
追加で基準が公表される予定

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# Appendix ～送配電・蓄電池における技術スクリーニング基準

送配電や蓄電池についても「持続可能な経済活動」の対象となりました。

送配電では接続される電源に関するライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量(100gCO<sub>2</sub>/kWh未満)等の詳細な条件が設定された一方、蓄電池では特段の条件は設定されず、蓄電池及び同部品の製造、使用済み蓄電池のリサイクルが「持続可能な経済活動」として認められています。

## 送配電・蓄電池セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	送電・配電	<ul style="list-style-type: none"> <li>送配電設備: 以下の何れかの条件を満たす場合               <ol style="list-style-type: none"> <li><u>相互に接続された欧州の送配電システム</u></li> <li><u>新規に接続される発電設備の67%以上において、直近5年間のライフサイクルのCO<sub>2</sub>排出量が100gCO<sub>2</sub>/kWh未満</u></li> <li>直近5年間の平均システムグリッド排出係数(注)がライフサイクルで100gCO<sub>2</sub>/kWh未満 ライフサイクルのCO<sub>2</sub>排出量が100gCO<sub>2</sub>/kWh以上の発電所と既存の送配電網を接続するための専用の送配電設備やEU指令(Directive(EU)2019/944)に準拠しないスマートメーター設備の設置は「持続可能な経済活動」には該当しない</li> </ol> </li> <li>送配電設備の設置・運営: 以下の何れかの条件を満たす場合(一部抜粋)               <ol style="list-style-type: none"> <li><u>送配電設備の建設・運用、又は既存設備をライフサイクルでのCO<sub>2</sub>排出量100gCO<sub>2</sub>/kWh未満の発電設備に接続する場合</u></li> <li><u>電気自動車用の充電ステーションの建設・運用</u></li> <li><u>再生可能エネルギーによる発電量・使用量の増加を目的とする設備・インフラの建設・設置・運用</u></li> </ol> </li> </ul>
	蓄電池	以下の何れかの条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>CO<sub>2</sub>削減に大きく寄与する輸送機器用・定置用・電力系統用・産業用の蓄電池、蓄電池パック、及びその部品の製造</u></li> <li><u>使用済み蓄電池のリサイクル</u></li> </ul>

(注)接続された発電設備の年間総排出量を送配電システムの年間発電量で除したもの。

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# Appendix ～鉄鋼・化学における技術スクリーニング基準

素材のうち鉄鋼・化学では、生産単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量を「持続可能な経済活動」の条件としており、2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の生産設備の平均値を元に閾値が設定されています。

但し、化学品では塩素やアンモニア、プラスチック等の複数の製品で異なる条件が設定されており、製品に応じて個別条件を確認する必要があります。

## 鉄鋼・化学セクターにおける技術スクリーニング基準

セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	<b>鉄鋼</b> 以下の何れかの条件を満たす場合 ・製造時のCO <sub>2</sub> 排出量が右表の閾値を下回ること ・電気アーク炉において生産される最終製品に含まれる鉄スクラップの割合が以下の割合以上であること 1. 高合金鋼: <b>70%</b> 2. 炭素鋼: <b>90%</b>
	<b>化学</b> ・製造時のCO <sub>2</sub> 排出量が右表の閾値を下回ること ・塩素: 電力使用量2.45MWh/t以下、且つ使用電力のCO <sub>2</sub> 排出係数が100gCO <sub>2</sub> /kWh未満 ・アンモニア: 後述の技術スクリーニング基準に準拠する水素から生産された場合、又は廃水から回収された場合 ・プラスチック: 以下の何れかの条件を満たす場合 1. プラスチック廃棄物のメカニカルリサイクル(注)によって生産されている 2. ケミカルリサイクル(注)によって生産される場合は、化石燃料から生産される同等のプラスチックのライフサイクルのCO <sub>2</sub> 排出量を下回る 3. 部分的にリサイクルされている場合は、化石燃料から生産される同等のプラスチックのライフサイクルのCO <sub>2</sub> 排出量を下回る

閾値は2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の生産設備の平均値を基に設定

	生産品目	生産量当たりのCO <sub>2</sub> 排出量
鉄 鋼	溶鉄	1.331 tCO <sub>2</sub> /t
	焼結鉱	0.163 tCO <sub>2</sub> /t
	コークス(除く亜炭コークス)	0.144 tCO <sub>2</sub> /t
	鑄鉄	0.299 tCO <sub>2</sub> /t
	電気アーク炉高合金鋼	0.266 tCO <sub>2</sub> /t
	電気アーク炉炭素鋼	0.209 tCO <sub>2</sub> /t
化 学	エチレン、プロピレン等	0.693 tCO <sub>2</sub> /t
	芳香族(ベンゼン等)	0.007 tCO <sub>2</sub> /t
	塩化ビニル	0.171 tCO <sub>2</sub> /t
	スチレン	0.419 tCO <sub>2</sub> /t
	酸化エチレン等	0.314 tCO <sub>2</sub> /t
	アジピン酸	0.320 tCO <sub>2</sub> /t
	カーボンブラック	1.141 tCO <sub>2</sub> /t
	炭酸ナトリウム	0.789 tCO <sub>2</sub> /t
硝酸(窒素化合物)	0.038 tCO <sub>2</sub> /t	

(注)メカニカルリサイクル: 回収したプラスチックを選別・粉砕・洗浄して、表面の汚れや異物を取り除いた後に、高温下で樹脂内部の汚染物質を除去することでリサイクルすること。  
 ケミカルリサイクル: プラスチック廃棄物に化学的な処理を施し、原料に戻してからリサイクルすること。

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# Appendix ～セメント・アルミニウムにおける技術スクリーニング基準

セメントでは、鉄鋼や化学と同様に生産単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量を「持続可能な経済活動」の条件としており、2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の生産設備の平均値を元に閾値が設定されています。

一方、アルミニウムは、製造時の直接・間接的なCO<sub>2</sub>排出量の条件や生産量当たり消費電力等の条件が設定されています。

尚、セメントを主原料とするコンクリートについては、セメントの配合比率次第でCO<sub>2</sub>排出量が大きく変化することから、「持続可能な経済活動」には該当しない格好です。

## セメント・アルミニウムセクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	セメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリンカ: <b>製造時のCO<sub>2</sub>排出量が0.722tCO<sub>2</sub>/tを下回る</b>こと</li> <li>・セメント: <b>製造時のCO<sub>2</sub>排出量がセメント生産量1tあたり0.469 tCO<sub>2</sub>/tを下回る</b>こと</li> </ul> <p>尚、製造工程で発生するCO<sub>2</sub>を回収することで閾値をクリアする場合は、後述のCO<sub>2</sub>輸送・貯留に関する技術スクリーニング基準に準拠する必要あり</p>
	アルミニウム	<p>以下の何れかの条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>2025年迄は下記条件の2つを、2026年以降は全てを満たすこと</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>製造時のCO<sub>2</sub>排出量が1.484tCO<sub>2</sub>/tを下回る</b></li> <li>2. <b>間接的なCO<sub>2</sub>排出量が100gCO<sub>2</sub>/kWhを下回る</b></li> <li>3. <b>アルミ生産量当たりの電力消費が15.5MWh/tを下回る</b></li> </ol> </li> <li>・ <b>リサイクルされたアルミニウム</b></li> </ul>
持続可能な 経済活動に 非該当	コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートは、<b>その用途によって主成分であるセメントの配合比率が異なり、CO<sub>2</sub>排出量も大きく変化することから、「持続可能な経済活動」には該当しない</b></li> </ul>

鉄鋼や化学と同様に、閾値は2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の生産設備の平均値を基に設定

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊社作成

# Appendix ～自動車・運輸における技術スクリーニング基準

自動車・運輸セクターでは、乗用車や陸運、内陸水運が「持続可能な経済活動」の対象となりました。乗用車は、2025年迄は移行措置として走行時のCO<sub>2</sub>排出量が50g/km未満といった基準が設定されましたが、2026年以降はゼロエミッション車のみが対象となります。

尚、乗用車や陸運、内陸水運ではライフサイクルでのCO<sub>2</sub>排出量の評価が課題である他、今回見送りとなった海運・空運セクターの「持続可能な経済活動」への該当の適否や技術スクリーニング基準についても今後検討が進められる予定です。

## 自動車・運輸セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	乗用車 小型商用車	乗用車、小型商用車: <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年迄は、走行時のCO<sub>2</sub>排出量が50gCO<sub>2</sub>/km未満</li> <li>2026年以降はゼロ排出</li> </ul> プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車でなければ基準への適合は困難
	旅客・貨物用 陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ排出(但し、ゼロ排出に必要なインフラが整っていない区間を走行する際にエンジンを併用することは可)</li> <li>化石燃料のみを輸送する場合は非該当</li> </ul>
	旅客・貨物用 海上輸送 (内陸水運)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ排出(但し、2025年迄はエネルギーの50%以上を電力又はゼロエミッション燃料で賄うことを条件に、ハイブリッドエンジン又はデュアル燃料エンジンを搭載する船舶も該当)</li> <li>化石燃料のみを輸送する場合は非該当</li> </ul>
	陸上・海上 輸送インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ排出の車両・船舶・航空機専用の設備(充電ステーション、水素ステーション等)、港湾や空港自体のゼロ排出実現に寄与する設備、他の輸送手段への乗り換え設備、荷役設備等</li> <li>化石燃料輸送にのみ用いられるインフラは非該当</li> </ul>
持続可能な 経済活動に 非該当	海運・空運	<ul style="list-style-type: none"> <li>海運: 適切な基準を検討中(今回は判断は見送り)</li> <li>空運: 今後本格的な検討を開始(今回は判断は見送り)</li> </ul>

ライフサイクルでのCO<sub>2</sub>排出量の評価が今後の課題

今後、検討が進められる予定

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

# Appendix ～水素、CO<sub>2</sub>輸送・貯留における技術スクリーニング基準

低炭素化への貢献が大きい水素の製造・輸送・貯留やCO<sub>2</sub>の輸送・貯留も「持続可能な経済活動」の対象となりました。

水素製造については、同等の化石燃料に対するライフサイクルでのCO<sub>2</sub>排出量の削減率が基準として設定され、CO<sub>2</sub>の輸送・貯留技術の活用を前提に、化石燃料由来の水素向けの投資も後押しする方針です。

水素の輸送・貯留やCO<sub>2</sub>の輸送・貯留については、準拠すべきEU指令やISO規格に加え、より詳細な該当条件が示された格好です。

## 水素、CO<sub>2</sub>輸送・貯留セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	水素・水素由来の 合成燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造: <u>同等の化石燃料(基準値: 94gCO<sub>2</sub>/MJ)と比較して、ライフサイクルのCO<sub>2</sub>排出量を水素の場合73.4%以上(3tCO<sub>2</sub>/tH<sub>2</sub>)、水素由来の合成燃料の場合70%以上削減できること</u> 尚、製造工程で発生するCO<sub>2</sub>を回収することで閾値をクリアする場合は、下記のCO<sub>2</sub>輸送・貯留に関する技術スクリーニング基準に準拠する必要あり</li> <li>輸送: 以下の何れかの条件を満たす場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>水素又はその他の低炭素ガス専用のガスパイプラインの建設・運用</li> <li>既存のガスパイプラインの水素への転用</li> <li>水素混入量の増大等を可能とする既存のガスパイプラインの改良</li> </ol> </li> <li>貯留: <u>上記の基準により製造された水素の貯留施設の建設・運用</u>(建設については、既存の地下ガス貯蔵施設等を水素貯留施設に転換する場合も含む)</li> </ul>
	CO <sub>2</sub> 輸送・貯留	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送: 以下の何れの条件も満たす場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>回収施設から注入ポイントまでの輸送過程におけるCO<sub>2</sub>の漏洩率0.5%以下</li> <li>下記の技術スクリーニング基準に準拠する貯留施設に輸送されること</li> <li>適切な漏洩検知システムが実装され、モニタリング計画が実施され適切な第三者によって検証されていること</li> </ol> </li> <li>貯留: 以下の何れの条件も満たす場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>地層がCO<sub>2</sub>貯留サイトに適するかどうかの特性評価や周辺地域の調査等が行われている</li> <li>CO<sub>2</sub>貯留施設の運用に際し、漏洩検知システムが実装されている、注入設備・貯蔵設備・周辺環境のモニタリング計画が実施され、監督当局に定期報告されている</li> <li>EU域内における貯留場所の探査と運用がEU指令(Directive 2009/31/EC)に準拠している、域外でISO規格(ISO27914:2017)に準拠している</li> </ol> </li> </ul>

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成